

【令和５年第４回定例会 文教委員会委員長報告資料】

令和５年１０月１３日 文教委員長 押本 吉司

- 「議案第１２２号 川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第１２５号 川崎市市民館条例の一部を改正する条例の制定について」

- 「議案第１２６号 川崎市立図書館設置条例の一部を改正する条例の制定について」

《一括審査の理由》

いずれも市民館・図書館への指定管理者制度の導入に関する内容であるため、２件を一括して審査

《主な質疑・答弁等》

- *「今後の市民館・図書館のあり方」に関する基本的な考え方における市民意見等の聴取状況について

図書館利用者アンケートについては、令和元年８月から９月まで実施し、２，７３５件の回答を得た。かわさき市民アンケートについては、令和元年１１月から１２月まで実施し、１，５６７件の回答を得た。また、図書館のあり方に関するアイデアミーティングを２回実施し、それぞれ２０人程度の参加があった。

- *「今後の市民館・図書館のあり方」に関する中間とりまとめにおける市民意見等の聴取状況について

令和２年７月に市民館利用者グループヒアリングを各市民館において計６回実施し、合計５８人の市民が参加した。また、令和２年８月に高津市民館において市民館フォーラムを開催し、５２人の市民が参加した。さらに、令和２年８月から１２月にかけて、学識経験者、社会教育委員、社会教育委員会議図書館専門部会委員及び公募市民によって構成される図書館のあり方に関する懇談会を計４回開催し、意見を聴取した。

- *「市民館・図書館の管理・運営の考え方」における市民意見等の聴取状況について

社会教育委員会議市民館専門部会及び社会教育委員会議図書館専門部会以外に、社会教育委員会議有馬・野川生涯学習支援施設専門部会等に対しても意見聴取を実施した。

- *パブリックコメントの実施目的について

パブリックコメントは市民の意見聴取を目的としており、川崎市パブリックコメント手続条例の逐条説明書にも賛否を問うものではないと明記されている。市民館・図書館の指定管理者制度の導入に関しても、適切なタイミングで意見を聴取し、方針の改善にいかしてきたと認識している。

- *パブリックコメントにおける反対意見について

パブリックコメントにおいて、反対意見が多かったことは認識している。反対

意見の多くは不安の声であったため、不安解消に向け、今後の制度設計に取り組んでいきたい。

*** 社会教育委員会議における協議について**

市民館・図書館の管理・運営の考え方について、社会教育委員会議において3回にわたり協議しており、審議内容が教育委員会に報告されている。

*** 平成28年に実施された社会教育委員会議での研究の結論の取扱いについて**

平成28年に、社会教育委員がそれぞれ指定管理者制度導入施設を視察した後に協議を行い、「当面の間、指定管理者制度の導入は必要ない」との結論が出された。その後、年月が経過し、文部科学省において、「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」の答申が示され、社会教育施設の在り方に変化が求められる中、本市においては、「今後の市民館・図書館の管理・運営のあり方」を策定し、管理・運営について検討を進めてきた。

*** 指定管理者制度導入の議論の進め方及び判断の主体について**

市民館・図書館への指定管理者制度の導入については、様々な機関や市民等から意見を聴取し、今後の市民館・図書館の在り方を実現するため、直営のパターン、委託を拡大するパターン等、様々なパターンの検討を重ねた結果として判断したものであり、結論ありきで議論を進めてきたものではない。また、社会教育委員会議は教育委員会へ助言することが職務であり、その助言を踏まえて最終的には教育委員会で判断していくものである。

*** 指定管理者制度の導入の効果について**

図書館法において定められている図書館の目的はこれまでも確実に実施してきたが、市民向けの講座等を実施してほしいというような新たなニーズが求められるようになってきているため、指定管理者制度を導入し、事業者のノウハウをいかしていきたいと考えている。

*** 図書館における指定管理者制度の導入に伴う縮減額の内訳について**

見込まれている縮減額である年間3,600万円については、図書館の人件費である。縮減額については、民間活用事業者選定評価委員会に諮るために試算したものである。

*** 指定管理者制度の導入による具体的な取組について**

現在実施している事業及び施設管理については、行政がモニタリングをしながら、サービスの更なる向上を求めていると考えている。利用者からは、誰でも参加可能な講座や魅力的なイベントを開催してほしい等の意見が出されている。指定管理者の自主事業による様々な取組や、民間のマーケティング力、広報力を活用した動画投稿サイトの開設、SNS等による未利用者に向けた多角的な情報発信を行わせること等によって、多様なニーズに対応し、市民館・図書館の利用拡大につなげていきたい。

*** 指定管理者制度の導入後の検証に関する具体的な取組について**

指定管理者制度の導入以降は、日々のモニタリングや事業評価等に基づき検証を実施した上で、利用者からの意見も含め社会教育委員会議に報告し意見聴取する予定である。なお、社会教育委員会議の議事録については、市ホームページに

掲載しており、社会教育委員会議市民館専門部会及び社会教育委員会議図書館専門部会の議事録については、情報プラザにおいて閲覧することが可能である。

*** セルフモニタリングの具体的な取組方法について**

(仮称)利用者懇談会については、現在開催方法を検討しているところである。利用者からの意見を取り入れ、市民館・図書館の運営改善につなげていけるよう、しっかり取り組んでいきたい。

*** 指定管理者制度の導入における事業評価の実施方法について**

利用者数の増減や図書の貸出冊数のみによる事業評価は好ましくないと考えているため、市民館・図書館の利用方法や指定管理者のセルフモニタリングを踏まえながら評価の軸を検討していきたい。

*** 指定管理者の選定方法について**

指定管理者の選定に当たっては、公募を行い、外部有識者から構成される民間活用事業者選定評価委員会を開催し、業務に関する提案内容を加味して決定していく予定である。なお、複数事業者の参加による業者選定を実現するために、既存の指定管理事業者へのヒアリング等を通して、より多くの事業者に関心を持ってもらうための手法について検討していきたい。

*** 指定管理者の更新における評価方法について**

最初の5年間の指定管理期間が終了した後には、改めて選定を行うこととなるが、最初の指定管理者については実績に関する総括評価を行い、選定時の評価に加減することを考えている。

*** 指定管理者が5年ごとに交代する可能性について**

指定管理者が5年ごとに交代する可能性はどの施設も等しく存在するが、行政の中にノウハウを蓄積することが重要であることから、各指定管理者に伴走支援を行いながら事業を進めていきたいと考えている。

*** 指定管理者が雇用する職員の待遇保証等について**

指定管理者が雇用する職員の賃金については、公契約条例に基づき、作業報酬下限額が定められており、賃金台帳を市に提出することが必要である。なお、令和5年度の作業報酬下限額は、1,118円であり、令和6年度は1,162円である。

*** 指定管理者が雇用する職員が安心して長く働くことができる環境づくりについて**

基本的には指定管理者の体制に関する事項であるため、行政が具体的に決定することはできないと考えている。しかしながら、賃金等の面に関してチェックを行うなど、職員が安心して働くことができる雇用環境の整備に向け、一定の関与を保っていきたい。

*** 指定管理者の経営の安定化について**

指定管理者の予算が不足するような事態は避けなければならないため、関係局と話し合いを行いながら、予算を確保していきたいと考えている。

*** 社会教育施設の運営を指定管理者へ担わせることの是非について**

市民館・図書館は、社会教育において市民の活動の場を提供するといった重要な役割を担っているが、新たなニーズへ対応することも求められている。また、

固定化された利用者だけでなく、新たな利用者が来館することで、新たなつながりが生まれることも期待されている。指定管理者制度の導入が不安の声を生んでいることは認識しているが、本市としては、不安の声を払拭できるよう、しっかりとした体制を構築するため、効果的なモニタリング手法の検討や着実な業務遂行のための仕様書の作成を行いながら、社会教育を充実させていきたいと考えている。

*** 本条例改正に伴う利用料金の変更について**

利用料金の上限設定に変更はない。

*** 市民館の設置の法的根拠について**

従前どおり社会教育法に定める公民館として設置している。

*** 市民館への指定管理者制度の導入後における本市職員の配置について**

現在、本市職員は社会教育振興事業の企画や市民団体の支援、市民館の管理・運営等を行っている。指定管理者制度の導入後、本市職員は市民館に配置されなくなるが、区役所に生涯学習を担当する部門を設置し、指定管理者とともに事業を進めていきたいと考えている。

*** 有馬・野川生涯学習支援施設を視察した理由について**

有馬・野川生涯学習支援施設は公民館ではないが、生涯学習支援施設として指定管理者制度を既に導入していることから、参考とするために視察を行った。

*** 専門職の配置に関する考え方について**

川崎市立図書館設置条例第4条に、図書館の運営には専門職が必要である旨が定められているが、これは直営館に適用されるものであり、指定管理者が運営する図書館に関しては、仕様書に規定する内容による。

*** 指定管理者における司書の配置割合について**

司書の配置は非常に重要であるため、仕様書の中で定めていくが、その割合については検討中である。

*** 館長の職務に関する取扱いについて**

図書館法において、館長は職務等が記載されているが、指定管理者に対しては仕様書の中で館長の職務等を定めていくこととなる。

*** 図書館への指定管理者制度の導入後におけるレファレンス機能について**

図書館における本市職員の業務は、図書の選書、お話し会の開催、レファレンス等である。レファレンス機能については、担当する職員によって精度に差があるのが現状であり、図書館全体で同じ対応ができるよう機能を充実させることが必要であることから、中原図書館に資料調査係を設置しており、各館において不明な点があれば、中原図書館で対応できる仕組みを既に構築している。指定管理者制度の導入後もこの仕組みを活用することで、効果的なレファレンス機能を維持していきたい。

*** 図書館及び図書館協議会の設置時期について**

本市に図書館を設置したのは、昭和25年である。また、図書館協議会を設置したのは、平成10年である。なお、図書館協議会で協議されるべき事項については、社会教育委員会議において協議されていたため、平成10年まで図書館協

議会は設置されていなかった。

*** 図書館の設置に伴う国からの補助について**

図書館の設置に伴う国からの補助金は支給されていない。

*** 指定管理者制度の導入に伴う経費の縮減効果について**

指定管理者制度の導入に伴い、様々なサービスの拡充が可能になると予測している。なお、サービスを拡充していくことにより、経費縮減の効果は表れてくるものと認識している。

*** 図書館で勤務する職員の給与について**

本市職員の平均給与と、指定管理者制度の導入後における職員の仮定の給与として、厚生労働省が集計している雇用統計における神奈川県の前年度の平均給与を比較すると、年間で150万円程度の差がある。

*** 外国籍の職員が勤務する可能性について**

外国籍の職員の採用については、指定管理者の方針によって決定可能であるため、可能性としてはあり得ると考えている。

*** 管理経費の縮減を条文に記載した理由について**

指定管理者の指定要件として、事業計画書の内容が管理経費の縮減が図られるものであることを条文に記載しているが、本市において、既に指定管理者制度を導入している施設においても同様に記載しており、国からの通知においても文言を記載することが求められているため、本条例に関しても記載している。横浜市については、同様の文言の記載はないが、政令指定都市において指定管理者制度を導入している10都市のうち、5都市は同様の文言を記載している。図書館の効用を最大限発揮しつつ、効率的な運営による管理経費の状況を確認していきたいと考えている。

*** 市民館・図書館の運営の継続性の担保について**

市民館については、区役所がモニタリングを行うことによって、また、図書館については、直営館がモニタリングを行うことによって、それぞれ継続性を担保したいと考えている。その上で、民間のノウハウを活用しながら様々なサービスを充実させていきたい。

*** 本市が培ってきた知識・経験の担保について**

市民館については社会教育振興事業のノウハウ、図書館についてはレファレンスや書籍の選定などのノウハウは、継続して担保していきたいと考えている。また、ボランティアや企画委員会などへの市民参加といった面もしっかり継承していきたい。

*** 社会教育委員会議への諮問の必要性について**

社会教育委員会議は教育委員会へ助言を行う機関である。指定管理者制度の導入に当たっては、委員それぞれの意見を教育委員会へ報告しており、最終的な決定は教育委員会が行う。

*** かわさき教育プランの基本理念について**

教育プランに掲げている基本理念である「夢や希望を抱いて生きがいのある人生を送るための礎を築く」に関しては、家庭環境や労働環境など様々な面の影響

を受けると認識しているが、その中でも夢や希望を失わないため、子どもたちに対する教育や社会教育が重要であると考えている。

*** 社会教育が住民自治の土台であるとの考え方について**

社会教育が充実することによって、地域のにぎわい、コミュニティの活性化、地域福祉の増進につながっていくことから、社会教育が住民自治の根底にあると考えている。

*** 指定管理者制度の導入における市民周知について**

指定管理者制度の導入については、これまでも市民周知に努めてきたところであるが、本議案が可決された場合には、更なる周知に努めて、誠意を尽くして説明していきたいと考えている。

*** 報道された内容に関する考え方について**

指定管理者制度を導入する方針を決める際の市民の意向把握は不要とみなしているとの新聞報道については、市民館・図書館の在り方を検討する際の市民意見や、市民館・図書館の管理・運営の考え方中間とりまとめに対する団体への意見聴取など、様々な機会において市民意見聴取を実施してきたが、管理運営の手法については、本市の責任の中で決めていくものであると考えているとの回答が報道されたものと認識している。

*** 非正規雇用の拡大に対する考えについて**

非正規雇用については、人材育成や待遇の面から課題があると認識しており、不合理な格差は社会全体で考えていく必要がある。指定管理者に対しては、職員の待遇面にも配慮をしてほしいと考えている。

*** 情報管理等における指定管理者の役割及び責任の所在について**

指定管理者による情報管理については、行政と同様に、適正な取扱いとなるよう仕様書等で定めていく予定である。施設の管理運営については、指定管理者が責任を持って実施していくものであるが、最終的な責任は、施設管理者である行政が担うこととなる。

*** 各社会教育委員会議専門部会の議事録のホームページ公開について**

各社会教育委員会議専門部会の議事録は現在ホームページでの公開は行っていないが、今後関係者等と協議し、公開の在り方について検討していきたいと考えている。

《意見》

*** 各社会教育委員会議専門部会の議事録のホームページ公開について、前向きに検討してほしい。**

*** パブリックコメントの意見を受け止め、市民の不安を払拭できていない現状を改めて認識してほしい。**

*** 社会教育委員には、専門的な視点から指定管理者制度導入を評価してほしい。**

*** 各種団体は社会教育に関して、行政と一体となって取り組んでいきたいと考えているため、丁寧に説明をしてほしい。**

*** 指定管理者制度を導入することは、かわさき教育プランの基本理念に反し、非正規労働者を生み出すことにつながっていることを認識してほしい。**

- * 設備投資を行わず、外国人労働者を受け入れることが、結果的には日本人の給与の減少につながっているという認識を持ってほしい。
- * 民営化に対しては反対の立場であり、世界が民営化の問題に気付き始め再公営化が求められている流れの中、新自由主義の考え方に基づいた施策を進めていくことには同意できないため、本議案には賛成できない。
- * 本日の質疑においても不明点が解消されておらず、説明や議論が尽くされていないことから、本来、本議案は継続して審議すべきものであると考えている。市民館・図書館については市民と協働して運営していくことが必要な施設であるにもかかわらず、決定プロセスがずさんで、結論ありきで議論が進められてきた。また、本条例案には、管理経費の縮減の文言が明文化されており、市民館・図書館で働く人の非正規化が懸念される。指定管理者制度導入については、自治基本条例の市民との協働の原則から大きく逸脱しているものと考えているため、本議案には賛成できない。

《議案第 125 号の審査結果》

賛成多数原案可決

《議案第 126 号の審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第 127 号 中部児童相談所新築工事請負契約の締結について」

《意見》

- * 新本庁舎の工事におけるアンケート調査では、作業報酬下限額が守られていないといった声もあったため、公契約制度にのっとって作業報酬下限額が守られるように業者を指導してほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第 136 号 令和 5 年度川崎市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算」

《審査結果》

全会一致原案可決